

令和 6 年度第 5 回鈴鹿市子ども・子育て会議
鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会

開催日時	令和 6 年 4 月 18 日（木）13：30 ～ 15：15
場所	鈴鹿市役所 12 階 1202 会議室
出席委員	上田 ゆかり、真昌 一竜、服部 高明、近藤 真奈美、磯部 俊秀、西岡 めぐみ、田城 朋子、中村 明里、鈴木 佳明（計 9 人）
事務局等	子ども政策部長（坂本）、子ども政策部次長（小林）、子ども政策課長（長尾）、子ども政策課総務 GL（松井）、子ども政策課総務 G（尾崎、岩崎）、子ども政策課子ども福祉 GL（平塚）、子ども育成課長（中村）、子ども家庭支援課長（坂崎）、人権政策課長（谷本）、教育指導課長（上田）、教育指導課研究 GL（植村）、教育支援課長（鈴木）、教育支援課子ども支援 GL（久保）
傍聴者	1 人
資料	(1)事項書 (2)資料 1・2・3 (3)委員名簿
備考	

事務局	1 開会 ・事務局挨拶（司会進行） ・委員の交代 - 古市委員 ⇒ 磯部委員（鈴鹿市放課後子ども教室「井田川ちびっ子隊」コーディネーター） - 鈴木委員 ⇒ 飯尾委員（鈴鹿市立小中学校校長会/牧田小学校校長） - 吉崎専門委員 ⇒ 鈴木専門委員（鈴鹿国際交流協会） ・委員の出席状況（出席者 9 名）
子ども政策部長（開会あいさつ）	前回の検討部会で報告したとおり、子ども条例の施行に関して、当初予定していたスケジュールを変更し、令和 7 年 4 月の施行を目指して、現在条例骨子案の作成に向けて検討を進めている。 本部会においては、第 3 回、第 4 回と二回にわたって、鈴鹿市が大事にしていきたいテーマ、この条例に盛り込みたい内容やフレーズ、目指したい方向性等、委員の皆さまから多くのご意見をいただいた。

	本日の検討部会においては、これまでのご意見等をもとに、条例に盛り込まれることが望ましい事項について、事務局の方でまとめ資料として皆さまにお示しする。本日は、この条例に盛り込む事項について、これまでの議論の内容を振り返っていただき、改めて確認をお願いし、本日の審議結果をもとに、7月に予定している条例骨子案に関するパブリックコメントに向けて準備を進めていきたいと考えている。皆さまにはそれぞれの専門の立場からの積極的な発言をお願いする。
事務局 (総務 GL)	本日の資料の確認。 事前送付資料：事項書、資料 1、資料 2 当日配付資料：資料 3、委員名簿、配席表
上田会長	事項書 2 議事「条例骨子案の作成に向けた検討事項について」について議事進行
事務局 (総務 GL)	資料をもとに報告等を兼ねて説明。 【資料 1】条例に盛り込まれることが望ましい事項について、「条例の大本となるもの」としてご覧いただきたい。パブリックコメントに諮る際には、第何条といった条建ての状態ではなく、【資料 1】のような形態で、パブリックコメントにかけ、皆さまに見ていただくこととなる。【資料 1】の内容をスタートとして、足りないことや付け加えたい要素について議論いただき、肉付けしたものが条例骨子案としてパブリックコメントに諮る資料となるため、そういった視点から、皆さまのご意見をいただきたい。 【資料 1】を事項順に読み上げ。 【資料 2】のスケジュールを説明。 【資料 3】鈴鹿市子ども条例（仮称）をつくるためのアンケート集計結果（速報）について、アンケート結果を基に、条例に盛り込まれることが望ましい事項につなげていければと考えているため、ご意見や感想があればいただきたい。
上田会長	【資料 1】について、議事進行
田城委員	2 定義 について、育ち学ぶ施設等のなかに、保育所、幼稚園等具体的に挙げられているが、放課後児童クラブは入っていないが、どうなのか。学童に行っている子どももたくさんいるため、言葉として挙げてはどうか。
近藤委員	育ち学ぶ施設「等」がついているため、学童はそれにあたるのではないか。また、学童は事業者にも当てはまるのではないか。

中村委員	1 条例の目的 「子どもの権利が尊重され」について、意図して「保障」ではなく「尊重」という言葉を使っているのか。素案に「保障」という言葉が全然でてこないように思う。
田城委員	「尊重」と「保障」だと、「保障」の方が強いように思う。「尊重」だと大事にしますということであるが、「保障」だと、何とかできるように努力する意味も含んでいると思う。
事務局 (総務 GL)	「保障」を使うとすれば、保障する義務が発生する。「尊重」であれば、あくまで理念として受け止められることとなるが、意見として子どもの権利を保障すべきという姿勢は、市が引き受けるところであるが、それは施策のなかで行うことであり、条例にそれを謳うかどうかについては、議論がある。 事務局として、部会で出た意見ということで、条規部門と話をしたときに、「保障」という言葉が強いととられた場合、おそらく「尊重」という言葉で条例を作っていくこととなり、仮に絶対に「保障」でないといけないという議論をしたとしても、どちらが採用されるかについては、やはり判断が分かれるところである。 中村委員の発言のとおり、子どもの権利は当然保障されなければならない、行政の責任として施策をとおして行っていかなければならないという思いは当然あるため、その点についてこの条例でどのように表すのか、書き方の部分で、工夫ができるのかできないのかも含め、今後の要検討の部分になってくると考えている。
中村委員	鈴鹿市らしさ、鈴鹿市としてどうしていきたいのか、というところが、大きく左右される。「尊重」という表現で逃げている感じがなんとなくしたため、【資料 1】の全体を読んだときに、鈴鹿市らしさみたいなものが見えてこない。
鈴木委員	一意見として、日本国憲法の三大原則のなかで、「基本的人権の尊重」が「尊重」という表現になっているため、「保障」という言葉を使うのは難しく、こういった条例のなかでは、「保障」よりも「尊重」の方が妥当であると思う。
中村委員	子ども条例のなかには、「保障」という言葉を使っている条例もあると思うが、鈴鹿市の子どもの支援とか子どもの権利についての条例のあり方が曖昧だと思う。どのように考えているのか。
事務局 (総務 GL)	川崎市の条例は、「尊重」と「保障」の両方が使われている。条文は、市の責務として「子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。」となっており、一方で、市民は「子どもの

	権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。」となっている。 鈴鹿市内に住んでいる人すべての人が、子どもの権利を尊重し、保障するための努力を惜しまないというようなことが、直接的に条文に書けるかどうかについては、この条例の組み立て方にかかっていると思う。 あくまで本日配布した資料は、叩き台としてご覧いただくものになっており、この部会において、委員の皆さんから意見がでたとしても、決して「尊重」という言葉で逃げようとは考えておらず、できるだけ「保障」を言葉として入れていくのか、あるいは受け取り方でそれが感じられるような書き方をしていくのかについては、事務局だけでなく、条規部門と今後議論を行っていくなかで、決めていかざるを得ない。
田城委員	3 基本理念 の「子どもの最善の利益を第一に考慮すること」について、大人の側からの視点のような印象を受ける。根本には、子どもの思いとか気持ちがあつて、それらを尊重したうえでの最善の利益の考慮であるべきなので、子どもの意見を尊重するというようなことが入っていれば、基本理念がより生きてくると思う。
服部委員	「尊重」か「保障」か、どちらかについて、「尊重」は敬意を表す感じで、「保障」はもう1歩踏み込み子どもの権利を確保するイメージ。となると、鈴鹿市として子どもの権利を「保障」していくとなると、表現としてかなり強く、後々の政策がちょっと大変ではないかという気がする。とはいえ条例は鑑として鈴鹿市の意思が反映される部分ではあるので、最終的には市役所内で検討いただくしかないのではないかと思います。 定義の「等」について、今後新しい団体が増えてくる可能性があるため、「等」で逃げていただくしかないと思うが、すると、どちらに当てはまるか、という意見も出てくるため、細かくイメージできる文言を加えることもひとつであるが、近藤委員が言われたように、どっちつかずじゃないという考え方もあり、それはそれでいいのかなという気もするため、「等」の表現については、ご一考かなと思う。
西岡委員	「権利が尊重され」について、私は事務局の方で言われていた、「権利を尊重し、施策で保障する」のようにしてもいいかと思います。 また、「等」については、今後様々な団体が増えてくる可能性があるため、また放課後児童クラブのように、どちらに当てはまるのかとい

	う議論もあるため、「等」で逃げておいた方がいいと思う。
事務局 (総務 GL)	子どもを受け入れて、子どもと一緒に過ごす場としての放課後児童クラブは、「育ち学ぶ施設」に当てはまる。「事業所」のイメージは、例えば従業員の子どもの病気がなったときに休みがとりやすい等、子育てに優しい職場環境づくりといった視点となる。子ども条例では、大半の自治体でこういった住み分けがなされている。 「等」の記載については、新しい団体が出てきたときに、どの定義に当てはまるのか、という議論が出てくる。その都度条例改正をして新しい定義を追加するわけにはいかないので、条例を作るうえでは、決めごとを作って、極力改正をしなくていい作り方をしなくてはいけなくて、そういう意味では「等」は重要となる。 放課後児童クラブは、育ち学ぶ施設等の定義のなかに、「高等学校その他子どもが育ち、学ぶことを～」とあるように、ここの「その他～」にも当然入ってくるが、例えば鈴鹿市が、放課後児童クラブに対して、強い思いをもって取り組んでいるというところで、あえて固有名詞として入れるという議論があれば、そこは積極的に取り上げたい。 「放課後児童クラブ」が法定の言葉であって、未来永劫変わらないところまで広まっているのであれば、条例に載せることはやぶさかではないが、こども家庭庁が様々な施策を打ち出しているなかで、「放課後児童クラブ」の名称を変えようとなったとき、条例改正が必要になってくる。今後おそらく変わることが小学校や中学校という言葉と違い、そういったリスクがあることを考え抜いたうえで、「放課後児童クラブ」の名称を載せるかについて、条規部門と相談し決めていくこととなるが、本日この部会で出た意見は記録として残るし、議論としてこういった議論があって、その上でこういう条例を作ったということも、記録に残ることとなる。 「放課後児童クラブ」にフォーカスした定義や住み分けについては、今申し上げたとおりである。
中村委員	定義というのは、この後の条例の文章のなかに出てくるものについて、この文言はこの定義だということであれば、この後の文章中に「等」は多分出てこないような気がするため、「等」は要らないと思う。 地域住民等の「等」は何を示すのか。その後に書いてある例が個人なので、個人なのか。

鈴木委員	行政の視点から、地域住民等というと、地域の方々が自主的に組織して活動している地域づくり協議会が市内には多数あり、そのなかで子ども部会を組織して、子どもたちのために活動している方々もいるため、「地域住民等」はそういった集合体を指すのかと解釈している。
事務局 (総務 GL)	鈴木委員の発言のとおり、地域づくり協議会も、地域住民等に含まれる。中村委員の指摘のような矛盾は、条規部門の指摘を受けるようなところであり、この場で皆さんにこういった意見をいただくのは非常にありがたく、パブリックコメントに向けての作業のなかで、矛盾を解消していきたい。
中村委員	定義については、この後この条例を作っていくにあたって、定義しておかないといけないものが、これ以上に発生する可能性があると思う。なので、ここについて揉んでも仕方がないという感じがする。
事務局 (総務 GL)	川崎市の条例が教典のように存在しているわけであるが、「育ち学ぶ施設」というのはおそらく川崎市が使い始め、他自治体がそれを同様に使っていき、今に至っているところである。 自治体によっては、子どもと市民だけを定義づけているところもあり、定義については特段決まりごとがあるわけではなく、今後、鈴鹿市はどうしていくのかという話を条規部門としていくなかで、事務局側の責任として、部会の意見を踏まえ議論はしていく必要がある。 定義について、子ども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業所で定義している条例が多く、言い方や「等」の有無等様々であり、これに加えて、「おとな」について定義しているところもあるが、どういう議論を経てその定義にしたのか、説明がつくよう整理しておくことが重要である。 今回の資料は、一番オーソドックスなものとして、他の自治体でも多く使われているものを、鈴鹿市としても定義として、まずは記載をしているという資料である。ご意見として、こういった定義があればという意見があれば、非常にありがたい。
上田会長	2 ページ目以降で、4 役割と責務 については、(1) 市の役割と責務においては、「保護者等」となっているが、(2) 保護者の役割では、「保護者」となっている。ここは「等」は入れなくてもいいか。
事務局 (総務 GL)	(2) 保護者の役割の「保護者」は、定義としての保護者なので、「等」は不要で、(1) にでてくる「保護者等」は、地域住民等、育ち学ぶ施設等、事業者等を含んでいるため、「等」がついている、という整理となる。

中村委員	(1) 市の役割と責務のところで、「保護者等との協議に努め」とあるが、子どもを取り巻く環境への配慮といった視点が足りないような印象を受ける。保護者中心というイメージ。
上田会長	「施策の推進に当たっては、」の「施策」のなかに、子どもを守る施策といった意味があると思うため、このままでもいいように思うが、パブリックコメントに向けてより分かりやすくした方がよい、という意見でよいか。
中村委員	「保護者等との協働に努め」の前に、「子どもを取り巻く環境に配慮し」とかがあった方がよいと思う。保護者の意見だけで進んでいく印象を受ける。 (2) 保護者の役割には、対子どもについてのことが書かれているのに、(1) 市の役割と責務には、子どもとの関係性についてあまり書かれていないという印象を受ける。
上田会長	1 行前の「・子どもに関する施策を～」のところに、子どもを取り巻く環境への配慮といった視点や思いは含まれていて、その上で保護者や地域住民等と協働でさらに支えていく、というように思う。
田城委員	感じとして、大人側のことは書かれているが、子どもがどうかについては触れていないのかな、というように思う。
子ども政策部長	子どもに関する施策を推進するときには、「総合的かつ計画的に推進」し、その前段階のこととして、子どもを取り巻く環境への配慮は、当然行うところである。それを文字として起こすか、という議論になってくると思うので、鈴鹿市として、子どもへの配慮がないという捉え方をされないよう、検討させていただく。
真昌委員	役割と責務について触れているのが (1) の市だけで、(2) から (5) までは責務については触れられていない。その考え方について教えてほしい。
事務局 (総務 GL)	実際のところ、他の子ども条例を見てみると、役割だけ記載しているところが多く、市として条例を作るにあたり、市と保護者や地域住民等とを同列に扱うべきではなく、行政に関しては一段上で、責務を持つことが筋と考えている。 保護者や地域住民等の責務について、承認が得られれば、記載することも可能だと思うが、あくまで責務についてどのような議論があったかどうかで、結果は変わってくると思うので、事務局の考えとして、一旦、市に関しては責務を含めて記載した書き方になっている。

鈴木委員	要は市が条例を作るから、市としては役割だけじゃなくて責務も書いておきましょうということで、保護者の責務まで市が偉そうに書くのはどうかと思う。何も変えてほしいと言いたいわけではなく、私はこれでいいと思う。
近藤委員	役割と責務のことではないが、(4) 育ち学ぶ施設等の役割のなかで、「子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付ける」というところが、子どもの思いをしっかり受け止めるということに繋がってくるので、3 基本理念に、子どもの思いのことを入れてしまうと、子どもの思いであれば何でもかんでも私たちが受け入れなければならなくなってしまうのではないかと思います。 昨日学童で、4 年生と 3 年生と 1 年生の子がドッチボールをやっていたが、やっぱり 1 年生はボールが当たって泣いてしまう。もちろんボールは柔らかいが、じゃあこれからどうしたらいいかという話し合いをしたときに、4 年生としては同じルールでやっているんだから仕方ないよという意見とか、ずっと入っておかなくていい、止めてもいいんだよという意見とか、いろいろ意見があるなかで、子どもたちは主体的に考えられるようになり、そういったことが日常的にある。 こどもたちの様々な意見や思いを、保育している側が受け止めて、子どもたちにどう返していくか、ということも大切であると思うため、基本理念のなかに入れてしまうと、何でもかんでも受け入れなければならないと、私は受け止めてしまうが、どうだろうか。
田城委員	子どもがこうだというから、それをすべて受け入れるということではなく、話し合いができ、揉めることができることが大切だと思う。 最善の利益という、考え方によっていろいろで、同じ子どもでも 3 人いたらそれぞれ違うため、大切なのは子どもたちが自分の思いを言葉にして出せるかだと思う。やはり子どもは話を聞いてもらう機会が少ないということもあるため、基本理念に、そういったことが入っていた方がいいと思った。
中村委員	4 役割と責務の、(2) 以降の役割について、記載が必要なのか。 役割の記載がない子ども条例もあるかと思うが、もちろん各施設等で、学童なら学童の、保育所なら保育所の、もともと決められた役割が存在する。そのなかで、条例に役割を記載する必要があるのか。
服部委員	育ち学ぶ施設等のなかで、どの施設においても、これはやらないといけないという意味合いで書いてあるのではないか。幼稚園なら幼稚園の、保育所なら保育所の役割がもちろんあるが、ここに記載された

	役割は、すべての就学前施設の共通項としてあるものと理解している。役割については、(2)の保護者の役割以降すべて必要であると思う。これ以上細かく役割を書くと、できる・できないの問題がでてくるので、今書かれている内容、これを役割としておけばいいのではないかという気がする。
上田会長	行政だけではなくて、いろんな方と力を合わせて子どもたちを守り育てていくという意味を込めて、いろんな方の役割を書いていると、私は認識している。
中村委員	(2) 保護者の役割のところで、「第一義的な責任があることを認識する」というのが、少し強いかなという印象を受ける。「認識」にとどめてはいるが。もちろん保護者がしっかりしないといけないが、プレッシャーに感じる人もいるかもしれない。
服部委員	人によってプレッシャーに感じるかどうか、程度の問題はあるかもしれない。「第一義的な責任」と文言にすると、聞き慣れないため構えてしまうが、子どもを褒めたり叱ったりと、普段からやっていることであり、当たり前のことが書いてあるに過ぎない。「保護者の責務」まで踏み込むと、プレッシャーに感じる部分もあるかもしれないが、役割にとどめているので、この程度で納めておけばいいのでは。
鈴木委員	「保護者に第一義的な責任があると認識すること」について、他の子ども条例でも、こういった一文を入れているところが多いのか。
事務局 (総務 GL)	外務省が子どもの権利条約第 18 条をそのように訳しており、条約に謳われているから、それをフォローしていくにあたって、条例に載せている自治体が多い。 子ども条例は、子どもの権利に特化した権利条例と、子どもの支援も含めた理念条例の、2 つに大別される。権利に特化した強いアピール力のある条例だと、役割や責務、第一義的な責任といったことが載っていない場合もあるが、ここまで見てきたとおり、鈴鹿市は子どもの支援も含めた理念条例の組み立て方をしており、他の多くの自治体が載せているような内容になっているという次第なので、その上で、広く意見を頂けたらと思う。
田城委員	「保護者に第一義的な責任がある」のところで私が感じたのは、社会的養育として、施設や里親さんのもとで育っている子どもがいるが、本来は保護者に根本の責任があって、その上でどうするかっていうことを言いたいのかなと思った。保護者が責任を持つことが当たり前のことかもしれないが、中には責任を感じていない保護者もいたり

	するので、本来は保護者に第一義的な責任があることを言いたいのかと思った。
磯部委員	私も「保護者に第一義的な責任があることを認識する」を是非とも入れてほしいと思う。私は保護司をしているが、犯罪を犯した人が、刑務所や少年院から出るときに、親が絶対に責任を取らないという例が多い。そうすると、その子が行く場所がなくなってしまい、見捨てられた子どもたちは、更生する意欲がなくなってしまう。最終的に、自分の子どもは親の責任という認識があるのとなないのでは、非常に変わってくると思う。 これまで聞いていると、小さな子どものことばかりのように聞こえるが、高校生や大学生についてはどうなのかと考えたときに、そこまで育てた親の責任は非常に大きいと思う。
上田会長	保護者の方が、第一義的な責任をもって子どもを育てていくにあたって、それをバックアップしていくために、(3) 地域住民等、(4) 育ち学ぶ施設等、(5) 事業者等の役割に触れているのかなと思う。 少し時間が経ってしまったが、4 役割と責務 については、この場で出た意見を検討いただきつつ、素案をベースに組み立てていくということによろしいか。 (一同同意)
田城委員	5 施策・取組 について、(1) 子どもの意見表明及び参加の促進のところ、子どもの権利について知って初めて、主体的な活動に繋がるため、権利について、子ども自身や地域住民が学ぶ機会を保障することが大切だと思う。そういったことが入っているといいなと思う。
鈴木委員	(1) が子どもの意見表明及び参加の促進で、(2) が子ども会議となっているが、子ども会議は子どもの意見を表明する場であって、施策の取組のひとつであり方法論であるため、(1) と並列するのはどうなのかと少し思った。特に直したほうがいいという話ではないが、意見として。
中村委員	(7) 相談体制の充実 とあるが、独立した相談窓口があることが望ましいと思うが、具体的に相談窓口とはどのようなところを想定しているのか。
子ども政策課長	様々な相談窓口に繋げる、ということを想定している。利用者支援事業として、人員を配置しているので、相談を受けて、この相談だったらこの窓口へ、というように、繋ぐことになっている。
子ども政策部長	相談窓口は様々な部署に亘っており、例えば子ども家庭支援課では、小中学校に対し、名刺大の相談窓口の案内を配布しており、そこ

	から SOS を直接出せるような機会に繋がっていけばと思っている。 またこの 4 月からは、子ども家庭センターを設置し、途切れのない相談支援体制を整えている。様々な支援窓口が重なり合って、できるだけ多くの声を拾えるような体制を作っていきたいと考えている。
上田会長	相談窓口については、先ほど紹介のあったように、子どもに直接お届けしているものとか、ホームページで案内しているものとか、相談窓口を紹介するコンシェルジュのような方がいるということであるため、条例にこれらすべてを落とし込むのは難しいが、子どもが安心していろんなところに相談できるよう、活動の周知については施策の展開をお願いしたいと思う。(5) 子どもの居場所づくりについても、鈴鹿市の実施したアンケートでもすごく注目しており、また委員の方からも多く意見をいただいているため、いろいろな取組をお願いしたいと思う。 6 計画・推進やその他について意見はいかがか。
田城委員	子ども条例の名称について、せっかく子どもの権利を大切にしていこうということであれば、「子どもの権利条例」と「権利」を入れた方が、市民の方にもアピールできると思うので、ご検討いただきたい。
中村委員	【資料 3】について、高校生が子どもの権利について、「言葉だけは知っている」「まったく知らない」が半数以上いるところが気になる。そういった視点で、名称について「権利」を入れた方がいいと思う。
真昌委員	少し話が変わるが、様々な意見が出たが、一番大事なのは、この条例が出来上がってからだと思う。条例のなかに細かなことまで組み込むことは難しいかもしれないが、子どもたちの意見を吸い上げると、いい意見がでたりするので、そういった点についても、今後どこかで議論出来たらと思う。
事務局 (総務 GL)	最後に事務局から、本日の意見を踏まえ、このあと条例骨子案の策定に向けて進めていくが、部会における検討は、本日で一旦の区切りとなる。ただ、今後の周知啓発の取組み等において、皆さんからご意見を頂きたい場面も出てくる可能性があるため、また皆さんにお集まりいただく他に、書面開催という形も視野に入れ、上田部会長とも相談の上で、進めていきたい。
子ども政策課 長	閉会あいさつ（第 5 回子ども条例検討部会）